

三条民主工商会  
三条市興野2-16-29  
TEL 32-2710  
FAX 32-2718  
2016年12月12日  
225号

## 「年末調整」について

### 年末調整とは

従業員がいる事業所は一年間の給与総額が確定する年末に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算する手続きのことをいいます。

★復興特別所得税の計算を忘れずに  
平成25年から平成49年までの所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税も併せて徴収することになります。税率は所得税額の2.1%相当です。



### ★マイナンバーについて

マイナンバー制度が導入され、扶養控除等(異動)申告書などのマイナンバーの記入が促されていますが記入しなくても受けつけ、それによって不利益などはありません。

### ★源泉所得税の納期期限

「納期の特例」の承認を受けている会社や個人が、7月から12月までの間に支払った給与等の源泉所得税の納付期限は翌年**1月20日**になっています。

12月と年明け1月に年末調整相談会を行います。ぜひ、ご参加ください。不明点などは事務所までお問い合わせを

## 年末調整相談会

日時 12月19日（月）午前10時～午後6時  
1月 5日（木）午前10時～午後6時  
6日（金）午前10時～午後6時

場所 民商事務所



### 用意する物

- ◎源泉徴収簿、支払給与の金額が分かるもの
- ◎扶養控除等(異動)申告書、社会保険料控除、生命保険金額など所得控除金額の分かるもの
- ◎その他、住宅所得控除等書類など年末調整をするのに必要な書類
- ◎前期分の納付書の控え

\*なお納付は納期の特例を受けている人は1月20日になります。書類の提出は1月末までです。

### ☆会費納入のお願い

今月は一年の締め括りの月となります。会費の早めの納入、年内分会費は年内納入にて協力お願いします。

**2017年版  
商工手帳**  
\*業者運動に最適  
650円



お問い合わせは民商事務所まで

工藤和雄顧問弁護士

### 法律相談 受付中

現在、毎月相談日を決めて行っている「法律相談」を今後は相談を随時受け付けて、工藤先生と連絡を取りながら相談日をその都度決めて行きたいと思います。よろしくお願いします。

## 新年会(青旗開き)

日時 1月7日（土）午後6時

場所 三条ロイヤルホテル

会費 4000円

☆民商役員、共済役員、婦人部、青年部、各支部役員、民商会員の皆さんお気軽にご参加下さい。

12月19日（月）19時半 加茂支部事務所	12月20日（火）13時30分より 民商事務所
12月20日（火）19時30分より 民商事務所	12月20日（火）13時15分より 石上 吉田さん宅



### 婦人部記帳会

12月20日（火）13時30分より 民商事務所

12月20日（火）19時30分より 民商事務所

12月20日（火）13時15分より 石上 吉田さん宅

仕方を始め消費税や市民税について又

分から身を守る対策など内容豊富。新聞ルートで配布します。税金申告時だけでなく日常的に身近に於いて折に触れ

学習しましょう。是非ご活用ください。



後半は所得税の

ト2017年版が出来てきました。  
パンフレットの前半は景気や税金

自主計算パンフレット配布  
「日常的な自主計算活動」会員さんへ